

## 目白大学・目白大学短期大学部における 研究費の取扱いに関する規程

### (目 的)

第1条 本規程は、目白大学・目白大学短期大学部における研究費の運営・管理及び研究不正防止に関する規則第11条の規定に基づき、目白大学及び目白大学短期大学部（以下、合わせて「本学」という。）において、研究費を適正に取扱うために必要な事項を定めることを目的とする。

### (ルール of 明確化・統一化)

第2条 本学は、研究費の使用（予算執行を含む。）、使用のための事務処理手続き及び研究倫理を含む研究活動に関するルール（以下「使用ルール」という。）を明確かつ統一的に定め、運用する。

- 2 使用ルールは、適宜点検し、必要に応じて見直しを行う。
- 3 使用ルールについて、研究者等にわかりやすい形で周知を徹底する。
- 4 研究費により謝金、旅費等の支給を受ける学生に対しても使用ルールの周知を徹底する。

### (職務権限 of 明確化)

第3条 研究費の事務処理に関する研究者等の権限と責任及び適切な職務分掌と決裁手続きについては、学校法人目白学園事務分掌等規程、学校法人目白学園決裁規程及び使用ルールの定めによる。

### (研究者等の意識向上)

第4条 研究費によって研究活動を行う又は研究費の運営・管理を行う研究者等、研究費で雇用される研究協力者は、次の各号（以下、合わせて「関連規則等」という。）を遵守しなければならない。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、及び関係する法令。
- (2) 国、その他公共機関、企業及び財団等の資金配分機関が研究費を交付する際に交付条件とする規定等。
- (3) 学校法人目白学園経理規則、学校法人目白学園旅費規則、学校法人目白学園謝金支給基準に関する規程をはじめとする学園規範及び本規程第2条第1項で規定する使用ルー

ル。

- 2 前項で規定する研究者等及び研究協力者は、本学において研究活動を行うにあたり、最高管理責任者に誓約書（様式第1号）を提出しなければならない。
- 3 本学は、前項に定める誓約書を研究期間終了後5年間保管することとする。
- 4 研究者等は、研究費執行の責任を負い、かつ当該執行に係る書類に記載された事項について、責任を持って説明を行わなければならない。

（適正な管理及び予算執行）

第5条 本学は、研究者等が研究費の交付（配分及び継続分を含む。）を受けた際は、当該研究費を、研究者等の本人ではなく事務組織で管理しなければならない。

- 2 研究費の管理及び予算執行に関する事務分掌は、学校法人目白学園事務分掌等規程の定めによる。
- 3 本学は、本規程第4条第1項に規定する関連規則等に則り、研究費の適正な管理及び予算執行を行うために、次の各号に定める事項を行う。
  - （1）研究費に関する収支簿を定期的に研究者等に送付するなど、予算の計画的執行のために研究者等が支出の状況を把握できる体制を整える。
  - （2）研究費を執行する際、当該執行が適正であるかを複数名の職員で確認する。
- 4 本学は、研究費の申請、交付又は執行に係る書類、研究費を管理した研究の成果報告に関する書類、その他研究費に係る文書を学校法人目白学園文書保存規程に定められた期間、保管しなければならない。

（取引業者等への対応）

第6条 本学は、取引業者等に関連規則等を説明の上、誓約書（取引業者用）（様式第2号）の提出を要請し、関連規則等の遵守や研究費の適正使用を徹底する。

- 2 研究費に関して不正な取引に関与した取引業者があるときは、目白大学・目白大学短期大学部における研究費による物品購入等契約に係る取引停止等の取扱い規程の定めによる。
- 3 前第1項に規定する誓約書（取引業者用）は、本学からの支払い実績が、年間5回以上又は回数に係わらず年間10万円以上ある業者に提出を求めることとする。防止計画推進部署が、毎年、前年度の支払い実績を整理し、対象の業者に提出を求める。

（相談窓口）

第7条 研究活動に係る学内外からの相談に迅速かつ適切に対応するため、相談を受け付けるための窓口（以下「相談窓口」という。）を設置する。

- 2 相談窓口は、大学事務局教務部研究支援課及び庶務部庶務課に設置し、連絡先、受付の方法等を公開する。

- 3 相談を受ける者は、自己と利害関係を持つ事案に関与しないこととする。
- 4 相談窓口は、相談を通じて蓄積された事例を整理及び分析し、事務組織間で共有する。  
また、必要に応じ、最高管理責任者又は統括管理責任者に報告し、学園規範及び使用ルールの見直しやコンプライアンス教育の内容に反映させる。

(情報発信)

第8条 本学は、研究不正への取り組みに関する学園規範等を外部に公表し、積極的な情報発信を行う。

- 2 本学は、研究不正防止のために、研究者等に対して必要な情報提供を行う。

(規程の改廃)

第9条 本規程の改廃は、学長の裁定による。

附 則

- 1 本規程は、2022年4月1日から施行する。
- 2 本規程の施行に伴い、従前の「目白大学・目白大学短期大学部における研究活動上の不正行為及び研究費の不正使用の防止等に関する規程」は廃止する。

## 誓約書

目白大学学長 殿  
目白大学短期大学部学長 殿

私は、目白大学又は目白大学短期大学部の研究費の使用・管理に関わる研究者等として、下記の事項について遵守することを誓約いたします。

### 記

1. 大学の管理する研究費は原資が国民の税金又は学生納付金等で賄われていることを認識し、研究活動及び研究費の使用又はその運営及び管理において一切の不正を行いません。
2. 研究費の使用又はその運営及び管理にあたり、目白大学・目白大学短期大学部における研究費の取扱いに関する規程第4条第1項に規定される関連規則等を遵守するとともに、これに違反して、不正を行った場合は、本学や資金配分機関からの処分及び法的な責任を負います。
3. 研修会等に参加し、関連規則等に関する知識の習得や事務手続きの理解に努めます。
4. 教職員相互の理解と緊密な連携を図り、協力して研究活動上の不正行為及び研究費の不正使用を未然に防止するよう努めます。
5. 研究費の使用又はその運営及び管理にあたり、取引業者との関係において疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動します。

以上

年 月 日

所属： \_\_\_\_\_

氏名（自署）： \_\_\_\_\_

(様式第2号)

## 誓約書（取引業者用）

目白大学長 殿  
目白大学短期大学部学長 殿

当社（当法人）は、目白大学・目白大学短期大学部との取引にあたり、下記の事項について遵守することを誓約いたします。

### 記

1. 目白大学・目白大学短期大学部における研究費の運営・管理及び研究不正防止に関する規則、目白大学・目白大学短期大学部における研究費の取扱いに関する規程、目白大学・目白大学短期大学部における研究費による物品購入等契約に係る取引停止等の取扱い規程及びその他の規則、規程並びに関係法令を遵守し、経費の不正使用に関与しないこと。
2. 目白大学・目白大学短期大学部における内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧、提出等の要請に協力すること。
3. 経費の不正使用への関与が認められた場合には、取引停止を含む取引上の処分を講じられても異議がないこと。
4. 目白大学・目白大学短期大学部の教職員、その他の関係者から、経費の不正使用に協力するよう依頼等があった場合には、告発窓口（大学事務局教務部研究支援課）に連絡すること。

年 月 日

住所・TEL： \_\_\_\_\_

社 名： \_\_\_\_\_

代表者役職・氏名： \_\_\_\_\_ ⑩